

## 小田原市風致地区条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市風致地区条例（平成26年小田原市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可)

**第2条** 条例第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる申請書等を市長に提出しなければならない。許可を受けた行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 風致地区内行為（行為変更）許可申請書（様式第1号）
- (2) 計画書（様式第2号から様式第9号までのうち許可を受けようとする行為に該当するもの）
- (3) 別表に掲げる行為の区分に対応する図面等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、条例第2条第1項の規定により許可をしたとき又は当該許可を受けた行為の内容の変更を許可したときには、風致地区内行為（行為変更）許可書（様式第10号）を交付するものとする。

(許可を要しない法人等)

**第3条** 条例第2条第3項に規定する規則で定める法人等は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人環境再生保全機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 神奈川県住宅供給公社
- (9) 神奈川県道路公社
- (10) 小田原市土地開発公社
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(協議)

**第4条** 条例第2条第3項の規定により協議をしようとする者は、次に掲げる申出書等を市長に提出しなければならない。協議をした行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 風致地区内行為（行為変更）協議申出書（様式第11号）
- (2) 計画書（様式第2号から様式第9号までのうち協議しようとする行為に該当するもの）
- (3) 別表に掲げる行為の区分に対応する図面等

2 市長は、条例第2条第3項の規定による協議をしたとき又は当該協議をした行為の内容の変更

に係る協議をしたときには、風致地区内行為（行為変更）協議終了通知書（様式第12号）を交付するものとする。

（行為の通知）

**第5条** 条例第3条の規定により行為の通知をしようとする者は、風致地区内行為通知書（様式第13号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 計画書（様式第2号から様式第9号までのうち通知しようとする行為に該当するもの）

(2) 別表に掲げる行為の区分に対応する図面等

（着手、完了及び中止の届出）

**第6条** 条例第2条第1項の規定により許可を受けた者、条例第9条第1項の規定により許可に基づく地位を承継した者又は同条第2項の規定により許可に基づく地位の承継の承認を受けた者（以下「行為者」という。）は、当該許可に係る行為に着手したときは、速やかに風致地区内行為（着手・完了）届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 行為者は、当該許可に係る行為が完了したときは、完了した日から起算して14日以内に、風致地区内行為（着手・完了）届（様式第14号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 完成写真

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 行為者は、当該許可に係る行為を中止したときは、速やかに風致地区内行為中止届（様式第15号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 現況写真

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（地位の承継）

**第7条** 条例第9条第1項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、当該許可に係る行為に着手しようとするときは、遅滞なく地位承継届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第2項の規定により許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の地位の承継を承認したときは、地位承継承認書（様式第18号）を交付するものとする。

（許可標の掲示）

**第8条** 行為者は、当該許可に係る行為の期間中行為地の見やすい場所に風致地区内行為許可標（様式第19号）を掲示しておかなければならない。

（公告の方法等）

**第9条** 条例第11条第2項の規定による公告は、小田原市掲示場の位置を定める規則（昭和56

年小田原市規則第4号)に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

- 2 市長は、前項の公告をしたときは、当該公告の日から10日間、当該公告の内容を当該公告に係る措置を行おうとする土地その他適当な場所に掲示するものとする。

(住所等の異動の届出)

**第10条** 行為者は、当該許可に係る行為の完了前に住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に異動を生じたときは、速やかに住所(氏名)異動届(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

**第11条** 条例第12条第3項に規定する身分を示す証明書は、様式第21号とする。

(書類の提出部数)

**第12条** 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、2部とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。  
(風致地区内における行為の許可等の手続に関する規則の廃止)
- 2 風致地区内における行為の許可等の手続に関する規則(平成16年小田原市規則第18号)は、廃止する。  
(都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則(平成14年小田原市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(条例第3条の規則で定める土地の区域) <b>第3条</b> 条例第3条の規則で定める土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。 (1)~(6) (略) (7) <u>小田原市風致地区条例(平成26年小田原市条例第3号)</u> 第4条第1項第1号に規定する第1種風致地区及び同項第2号に規定する第2種風致地区 (8)~(11) (略)	(条例第3条の規則で定める土地の区域) <b>第3条</b> 条例第3条の規則で定める土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。 (1)~(6) (略) (7) <u>風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号)</u> 第4条第1項第1号に規定する第1種風致地区及び同項第2号に規定する第2種風致地区 (8)~(11) (略)

別表（第2条、第4条、第5条関係）

行為の区分	図面等の種類	図面等に明示しなければならない事項
建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転	付近見取図	方位、施行箇所、道路並びに目標となる土地及び建物（駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等）
	配置図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線、敷地内の既存の建築物その他の主要工作物、木竹等の位置、予定建築物等の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに植樹木の位置、樹種及び大きさ
	建築物等平面図	縮尺（200分の1以上）（許可行為の変更の場合は、対照平面図とする。）
	建築物等立面図	縮尺（200分の1以上）、仕上方法及び色彩（4面を原則とする。）
	植栽計画図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線、既存樹木及び植樹木の位置、樹種及び大きさ並びに緑地として位置づけられている箇所の面積
	現況写真	敷地及び敷地周辺の状況
建築物等の色彩の変更	付近見取図	方位、施行箇所、道路並びに目標となる土地及び建物（駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等）
	配置図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線及び敷地内の既存の建築物その他の主要工作物
	建築物等立面図	縮尺（200分の1以上）、仕上方法及び色彩（4面を原則とする。）
	現況写真	敷地及び敷地周辺の状況
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓又は土石の類の採取	付近見取図	方位、施行箇所、道路並びに目標となる土地及び建物（駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等）
	地形図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線、等高線及び植生の概要
	計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位及び行為地の境界線（許可行為の変更の場合は、対照平面図とする。）
	植栽計画図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線、既存樹木及び植樹木の位置、樹種及び大きさ並びに緑地として位置付けられている箇所の面積
	縦横断面図	縮尺（600分の1以上）並びに現況及び行為後の断面

	現況写真	行為地及び行為地周辺の状況
木竹の伐採	付近見取図	方位、施行箇所、道路並びに目標となる土地及び建物（駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等）
	現況平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線及び等高線
	計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線、伐採木又は伐採林の位置又は区域並びに植樹木の位置、樹種及び大きさ
	現況写真	行為地及び行為地周辺の状況
屋外における物件の堆積	付近見取図	方位、施行箇所、道路並びに目標となる土地及び建物（駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等）
	現況平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線及び等高線
	計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位及び行為地の境界線（許可行為の変更の場合は、対照平面図とする。）
	縦横断面図	縮尺（600分の1以上）並びに現況及び行為後の断面
	現況写真	行為地及び行為地周辺の状況